

感染者・濃厚接触者となりお仕事を休みされた方へ



# 新型コロナウイルス対策休業助成金

山梨県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、感染や濃厚接触により外出自粛の要請を受け、休業することになった方に一定額の助成を行っています。

以下の4項目全てに該当する方が対象です

- (1) 山梨県内に住所を有する者  
☞ 普段山梨県内に居住している方
- (2) 労働基準法第9条に規定する労働者、又は事業活動を行う個人事業主  
☞ 事業所から賃金を得て働いている方や自営業者（アルバイト・パートの方も対象）
- (3) 感染者又は濃厚接触者  
☞ 保健所等から入院勧告または外出自粛の要請を受けた方
- (4) 休業期間中、労働基準法に基づく休業手当金、健康保険法に基づく傷病手当金  
その他給与又は事業所得の補填にあたる公的な給付金等が支給されない者  
☞ 休業に対する公的な補償や給与・手当を受け取っていない方

感染者の方は、申請前に傷病手当金の受給についてご確認ください

傷病手当金を受給する場合、当助成金の対象外となります

傷病手当金：健康保険等の被保険者が業務災害以外の理由による病気やケガの療養のため仕事を休んだ場合に所得保障を行う制度。給与の2/3程度が支給される。

※新型コロナウイルス感染による休業の場合、社会保険の加入者本人、国民健康保険の加入者のうち被用者（雇われて働いている方）等が対象。

< 傷病手当金に関する問い合わせ先 >

社会保険に加入されている方 → 職場の総務担当の方、又はご加入の健康保険の保険者  
国民健康保険に加入されている方 → お住まいの市町村の国民健康保険担当課

助成額は < 休業日 > 1日につき4,000円です

助成対象となる < 休業日 > 本来労働日であった日を休んだ日で、給与、手当等の支給がない日  
☞ 定休日、年次有給休暇、特別有給休暇、休業手当や傷病手当金等の対象日等は助成対象外

助成対象期間

- ① 感染者：感染が確認された以降の入院から退院までの期間
- ② 濃厚接触者：保健所等から外出自粛の要請を受けた期間

※助成対象期間は、連続した14日間を限度とし、対象期間中の<休業日> × 4,000円を助成します。  
なお、②から①に移行した場合は、①②それぞれの期間につき連続した14日間を限度とします。

申請期限 令和4年3月31日（木）※休業の最終日が令和3年3月31日（水）以前の場合は受付を終了しております。  
できるだけ、休業終了後1ヵ月以内に申請してください。

申請方法 労政雇用課長あて親展で申請書類を郵送 ※詳細は裏面  
申請書は山梨県労政雇用課のホームページからダウンロードできます。

山梨労政 コロナ休業助成

検索

県内における感染拡大状況によっては、申請期限前に制度を終了する場合があります。

問い合わせ先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6-1 山梨県産業労働部労政雇用課  
TEL: 055-223-1561 FAX: 055-223-1564 E-mail: rosei-koy@pref.yamanashi.lg.jp

# 助成金申請に必要な書類

## ○ 休業終了後に申請する場合（通常の手続き）

### 労働者の方

・ 様式第6号（交付申請及び実績報告書）	ホームページから様式をダウンロード ※プリントアウトを行う環境が無い場合は お問い合わせください
・ 誓約書	
・ 就労証明書	
・ 健康保険証のコピー	記号・番号をマスキングまたは黒塗りしたもの
・ 直近の給与明細のコピー	給与明細が無い場合、青色専従者給与に関する届出書、源泉徴収票等でも可

### 個人事業主の方

・ 様式第6号（交付申請及び実績報告書）	ホームページから様式をダウンロード ※プリントアウトを行う環境が無い場合は お問い合わせください
・ 誓約書	
・ 就労申立書	
・ 直近の確定申告書のコピー	開業して間もない等、確定申告の実績が無い場合は開業届等でも可

## ○ 休業中に申請する場合（先に概算払いを受け、休業終了後に精算を行う）

### 労働者の方

・ 様式第1号（交付申請書）	ホームページから様式をダウンロード ※プリントアウトを行う環境が無い場合は お問い合わせください
・ 様式第4号（概算払請求書）	
・ 誓約書	
・ 健康保険証のコピー	記号・番号をマスキングまたは黒塗りしたもの
・ 直近の給与明細のコピー	給与明細が無い場合、青色専従者給与に関する届出書、源泉徴収票等でも可

### 個人事業主の方

・ 様式第1号（交付申請書）	ホームページから様式をダウンロード ※プリントアウトを行う環境が無い場合は お問い合わせください
・ 様式第4号（概算払請求書）	
・ 誓約書	
・ 直近の確定申告書のコピー	開業して間もない等、確定申告の実績が無い場合は開業届等でも可

※休業中に申請した場合は、休業終了後、様式第3号及び就労状況を証明する書類（就労証明書・就労申立書のいずれか）を提出し、精算を行っていただきます。

### 申請書郵送先

〒400-8501  
山梨県甲府市丸の内一丁目6-1  
山梨県産業労働部労政雇用課長あて（親展）

申請書類に不足や間違いがあると、訂正や再提出が必要となり、お支払いに時間がかかります。  
不明な点は申請前にお問い合わせください。